

大規模災害と株主総会対応

弁護士 草地 邦晴

1 はじめに

平成30年は地震、洪水、暴風など大規模な自然災害が多発した。かつて自然災害は不可抗力の典型例として、法的には当事者の責めに帰すことができないものと考えられる場合が多かった。しかし、現在においては、大規模災害は起こりうるものであることを前提にして、どのようにその被害を最小化するか、予めシミュレーションして対策を講じることが求められるようになってきている。企業活動においても同様で、BCP(事業継続計画)を準備することはもちろん、様々な場面で起こりうる事態への対応が求められる。

もうすぐ株主総会シーズンを迎えるが、株主総会は多数の株主の参加を得て、会社運営に関する重要事項が決議されることから、直前に大規模災害が発生して開催が危ぶまれる事態となった場合、株式会社の活動に様々な影響が出かねない。様々な法的規制や定款上の制約もあるため、予め法的リスクを想定し、準備することが欠かせない。

そこで、大規模災害が発生した場合に株主総会にどのような影響が及ぶのか、そのタイミング毎に法的な観点からの検討を行うこととしたい。

2 招集通知を発送する前に定時株主総会の開催が不可能となった場合

例えば、決算日の前後に地震、津波で本社が壊滅的な被害を受け、予定していた時期にその確定ができず、定時株主総会の開催時期を相当程度先送りしなければならないような場合が考えられる。

この場合に生じる法的問題は、①毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないと定める会社法(以下「法」という)296条1項、②定時株主総会の時期を定めた定款(例えば、毎年6月に招集)に違反しないか、という問題と、③定款で議決権行使や剰余金配当にかかる基準日を定めている場合に、権利行使を基準日から3ヶ月以内に限っている法124条2項との関係で、基準日から3ヶ月を超えて開催される株主総会で、誰が権利行使を行うことができるのか、という問題である。

このうち、①の点については、事業年度の終了後3ヶ月以内に行うことまでは要請されていないと解されており¹⁾、②の点についても、天災等のような極めて特殊な事情によりその時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合にまで、形式的・画一的に適用される趣旨ではない²⁾と解されることから、こうした場合に定款に定められた時期を過ぎて開催したとしても違反とは解されない^(7p326)。

しかし、基準日から3ヶ月を過ぎて開催される株主総会においては、同基準日の株主は権利行使を行うことができないと考えられる(法124条2項)。

従って、③の点に関していえば、実際に開催される株主総会の前3ヶ月以内の日に新たに基準日を定め、その2週間前までに公告(3項)することにより、新たな基準日の株主が議決権を行使し、あるいは剰余金の配当を受ける、ということにならざるをえない^(3p12~15)。

但し、剰余金の配当について、定款をもって取締役会に授権している場合(例えば、剰余金の配当については、・・・株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める)は、元の基準日から3ヶ月以内に決算の完了と取締役会決議を行うことができれば(459条要件の充足は必要)、株主総会が3ヶ月を越えるとしても元の基準日株主への配当が可能となる。

3 招集通知発送後に、定時株主総会の開催が不可能・困難となった場合

災害発生時期との関係でさらにいくつかの場合が考えられる。

(1) 例えば、比較的早い段階で、地震による損壊や計画停電で会日の会場使用ができないことが判明した場合など、会場や日時を変更すれば、定款の定める時期に定時株主総会の開催が可能な場合が考えられる。

この場合、時間的に余裕があれば、招集通知をやり直すのが原則となろうが、時間的な余裕がない場合に、招集事項(場所、日時)を変更できるかが問題となる。

この点についての会社法の規定はないが、「変更がやむを得ない場合であり(必要性)、かつ、株主の権利行使を可能にする十分な配慮がなされている場合(相当性)は、招集事項の変更も許容される余地がある」と解されている^(3p7)。この場合、招集事項の変更は、招集通知に準じた取締役会の決議と通知方法をもって行うべきと考えられる。また、その通知は少なくとも当初の会日より前に

株主に到達することを要するが、新会日の2週間前までに発送するのは困難な場合もあり得るので、その場合は併せて適時開示やWebページなどできるだけ速やかに周知することでも可能と考えられる(4p162⁵p70)(6p36は2週間前までに発送が必要とする。)

(2) 次に(1)の場合で、会場使用が不可能であることが間近になって判明した場合など、(1)で述べたような変更の書面通知が間に合わない場合が考えられる。

この場合、株主の権利行使は困難となるため、原則として招集事項は変更できないと考えざるを得ない。しかし、新たに招集通知からやり直すとなると、定款所定の時期には開催ができない可能性が高く、新たな基準日を設定することとなると、権利行使できたはずの株主が権利行使できなくなるなど、不利益が生じる可能性がある。

そのため、真にやむを得ない事情によるもので、容易に別異の日時場所で定時株主総会の開催が可能な状況がある場合には、株主の出席確保を図る措置が十分にとられることを条件として許容される場合があると解してもよいように思われる。具体的には、株主の出席確保が具体的に図られるよう、変更事項についてWebページなどでの周知することはもちろん、会場への掲示や、会日に人員を配置した案内や具体的誘導措置をとるなど、可能かつ十分なものとなっていることが必要である(4p164~5p71~7p327)。なお、これに対しては、時間を遅らせることはともかく、会日や場所の変更、あるいは会日の変更については、書面通知なしには行えないとの立場もあるところである(3p8⁶p36)。

他方、株主の出席確保が困難となるような変更(例えば、開始時間の前倒し、同日の移動困難な場所への変更等)は許されず、不当な目的や必要性に乏しい変更は許されない。また、十分な株主出席確保措置をとることができない場合や定款上の基準日から3ヶ月以内の会日への変更目処が立たない場合には、もはや株主総会の招集を一旦撤回し、そのことをホームページ等で周知した上、新たな基準日の設定、公告を行って、招集手続からやり直すしかなかろう(4p165・167)。

(3) また、例えば、会日直前になって当日巨大な台風の接近が予想され、交通機関の運休が予告されている場合など、会場の使用は物理的には可能

で、役員やスタッフ等も対応可能であるが、株主の出席には大きな支障があると見込まれる場合も考えられる。

この場合、開始時間を遅らせることで出席が期待される状況にあれば、株主出席確保措置も比較的とりやすいことから、開始時間の後ろ倒し変更(上記(2))を行うことが考えられるが、その目処が立たないということになれば、一旦株主総会を開会した上、「延期」を決議するということが考えられる(延期については後述)。

ただし、先にも述べたとおり、株主総会が基準日から3ヶ月以内に開催できない場合、新たな基準日を設定していると、予測に反して配当金請求を含む権利行使ができない株主が生じることや、すでに配当金の支払手続自体を終えている場合には、支払手続の取消手続が間に合わないといった事態も起こりうる。

そうすると、事前の書面等による議決権行使や会社に提出された包括委任状によって定足数が充足され、議案を可決できる見込みがある場合であれば、予定通りに開催し、議案を可決した方が会社にとっても多くの株主にとってもメリットが大きいとも言えよう(3p11⁵p69)。とりわけ、剰余金配当の議案を含む場合には問題が大きいため、実務的には、来場の株主、会場スタッフ、役員などの安全が確保でき、議事の進行が可能な場合には、できるだけ優先すべき決議の採決まで行うことを検討すべきように思われる(4p149⁵p81)。その判断は、その場の具体的な状況に応じて速やかに行わなければならないため、対応のシナリオを十分検討しておく必要がある。

4 株主総会開会後に定時株主総会の継続が困難となった場合

例えば、総会の開会直後に大規模な地震が発生し、広範囲な被害の拡大や余震が予想され、議場も混乱した状態となった場合などが考えられる。

(1) この場合、株主総会においてその「延期」(議事に入らず会日を後日に変更)又は「続行」(議事に入り審議未了のまま後日に継続)を決議することが考えられる(法317条)。

株主総会が成立した上で、手続的動議として提出した上、決議(普通決議)することが必要であるが(8p522⁹p289~)、その場合の継続会には法298条・299条の規定は適用されないため、継続会のた

めの新たな招集の決定や通知を行う必要はなくなる。この決議においては、本来継続会の日時・場所を定めなければならないが^(6p37⁸p524⁹p290)、説例のような緊急事態ではその余裕はなく、この場合はその決定を議長に一任する決議をし、総会終了後に相当期間内に適当と認める日時を定めて、株主に通知(招集通知と同じ方法に加えWebページ等の周知)することとせざるを得ず、そのような措置も有効と解するべきであろう^(4p150)。

(2) 継続会の開催日は当初の株主総会から「相当の期間内」に開かれることを要する。相当期間は2週間とするのが通説で^(6p37⁹p289)、これを越える場合には改めて招集手続を行うべきとされるが^(5p71⁸82)、多数の株主がある場合や、災害の規模、被災の状況によっては、2週間以内の開催が事実上不可能な場合があり得、相当性の判断はある程度柔軟に解すべきように思われる^(8p525⁴p150)。

(3) 継続会は、当初の株主総会と合わせて一つの株主総会を構成する。従って、決議事項は当初の招集通知に記載されていた事項に限られ、議決権を行使できる株主は、当初の株主総会において議決権を行使することができた株主となり、その委任状や書面・電磁的方法による事前行使議決権も継続会に効力が及ぶこととなる。当初の株主総会が議決権行使の基準日から3ヶ月以内であれば、継続会が3ヶ月を越えていても、基準日株主が議決権を行使できる^(3p9⁶p37⁸p523⁹p292)。

他方で、剰余金の配当については問題が残る。決議により生じる株主の剰余金配当請求権は、この決議の時に発生すると解さざるを得ないので、その権利行使が基準日から3ヶ月以内に行われるのであれば問題がないが、3ヶ月を越える場合には基準日の効力は失われると解される(当初の株主総会で決議されたのと変わらないとの反対説もある^{6p37})。そうすると、継続会が3ヶ月を越えるような場合には、結局、新たに基準日を定めて公告し、その基準日株主に配当するほかなくなり、元の定款上の基準日の株主への配当はできないことになる^(3p9⁸p523)。

5 最後に

以上のように、被災時の株主総会への影響で最も懸念される問題は、剰余金の配当に関するものである。

これを制度的に対応しようとした場合、先に述べたとおり、法459条1項は配当議案を定款で取締役会に授

権することを認めていることから、これを採用することで配当の機動性を確保し、一定リスクを回避することは考えられる。また、法は決算日と配当基準日を別に設定することを許容しているから、基準日を遅く設定することで、万一株主総会が決算日より3ヶ月を越えて開催される事態となっても、基準日を維持できる可能性を高めることも考えられる。

もっとも、決算日と基準日を同日とする我が国の慣行とも異なり、その他の手続の関係や定款変更を伴うことを考えると、現時点では対応は容易ではなからう。

いずれにしても、大規模な災害(自然災害に限定されない)が発生した場合の株主総会の開催や決議に関しては、様々なケースに応じたシミュレーションを行い、シナリオを準備しておく必要性は高い。会社の規模や実情によって、取り得る方策も異なろう。時間的に余裕があればよいが、災害は、会日直前あるいは当日に発生する可能性もあるわけで、予め準備していなければ、適切な対応を速断して行うことは極めて困難である。

- 1 「定時株主総会の開催時期について」(法務省)
<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0011.html>
- 2 「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて」(法務省)
<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0012.html>
- 3 「当面の株主総会の運営について」(経産省 平成23年4月28日)
http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/keizaisoshikihousei.html
- 4 日比谷パーク法律事務所『Q&A 震災と株主総会対策』(商事法務、2011)
- 5 中村直人他『大震災と株主総会の実務』(商事法務、2011)
- 6 島田邦雄「今次震災を踏まえた株主総会の対応と運営」(商事法務No.1929p28～)
- 7 江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣、第7版、2017)
- 8 江頭憲治郎・中村直人編『論点体系会社法2株式会社Ⅱ』(第一法規、2012)
- 9 岩原紳作編『会社法コンメンタール7-機関(1)』(商事法務、2013)